

第 10 期 魚沼市分別収集計画

令和 4 年 6 月

魚 沼 市

第 10 期 魚沼市分別収集計画 目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象項目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)	2
6	容器包装廃棄物の搬出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

第 10 期 魚沼市分別収集計画

令和 4 年 6 月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市は、平成19年3月に制定した「魚沼市環境基本条例」に基づき、市の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成28年2月に「第2次魚沼市環境基本計画」を策定し、市民、事業者、行政の役割を明確にしている。また、平成21年度に「自然環境都市」を宣言し、平成22年度を「環境政策元年（みどりの年2010）」と位置づけ施策を展開している。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものになっており、とりわけ本市の最終処分場は候補地の目途がたっていないことから、県外の民間処理施設に埋立処分を委託している状況である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の排出抑制と再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくりを進める。
- ・ 市民、事業者、行政の三者が一体となった循環型まちづくりの取り組みにより環境負荷の軽減を図る。
- ・ 分別収集した容器包装廃棄物は、魚沼市及び民間で設置する中間処理施設で選別、保管等の処理をする。
- ・ 市民団体によるリサイクル運動を推進する。
- ・ 本計画は、主として家庭系一般廃棄物を対象とする。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3か年ごとに見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,958 t	1,937 t	1,916 t	1,896 t	1,877 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の施策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、魚沼市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図る。

（1）市民の役割

- ・ リサイクルしやすいもの、繰り返し使えるもの、耐久性に優れたものを選ぶ。
- ・ 過剰包装を断わり、簡易な包装の品物を選ぶ。
- ・ 買い物時にはマイバックを持参し、できるだけレジ袋をもらわない。
- ・ 再生品など環境にやさしい品物を使用するとともに、物を無駄にしない。
- ・ 市が実施するごみの分別収集による減量化とリサイクルに協力する。
- ・ スーパー等が実施する店頭回収（白トレイ等）に協力する。
- ・ 自治会、PTA等が行う資源物回収活動に協力する。
- ・ ごみの分け方、出し方のルールを守って排出する。

（2）事業者の役割

- ・ リサイクルしやすい商品、繰り返し使える商品、耐久性に優れた商品の製造、販売に努める。
- ・ 資源物の自主回収を進めるとともに、リサイクル事業に協力する。
- ・ 包装の簡易化、適正化に努める。
- ・ 事業者としてごみの減量とリサイクルに努め、適正な処理・処分に努める。
- ・ 従業員に対してごみの減量化、資源化についての意識高揚を図る。

(3) 魚沼市の役割

- ・ ごみ分別収集周知用冊子及び市報等によるごみの分別及び3R推進の広報活動や、市の出前講座による「ごみの分け方・出し方」勉強会の開催などにより、分別収集の徹底を図るとともにリサイクルに努める。
- ・ ごみ処理場見学会の実施、小中学生を対象とした環境学習会の実施などを通じ、環境問題の認識・理解を広め、循環型社会形成の推進を図る。
- ・ 排出者として平成28年3月に策定した「魚沼市地球温暖化対策実行計画 ～第2次魚沼市環境配慮実践プラン～」に基づき、グリーン製品の購入やごみの減量とリサイクルに努め、適正な処理・処分に努める。
- ・ 職員に対して、新潟県レジ袋削減県民運動への参加等、ごみの減量化、資源化についての意識高揚を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	89		87		86		85		84	
主としてアルミ製の容器	77		76		75		74		73	
無色のガラス製容器	92		90		88		87		86	
	0	92	0	90	0	88	0	87	0	86
茶色のガラス製容器	96		94		92		90		88	
	0	96	0	94	0	92	0	90	0	88
その他のガラス製容器	21		21		21		21		21	
	0	21	0	21	0	21	0	21	0	21
主として段ボール製の容器	211		207		203		200		197	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	42		41		40		39		38	
	42	0	41	0	40	0	39	0	38	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	42		41		40		39		38	
	42	0	41	0	40	0	39	0	38	0
(うち白色トレイ)	1		1		1		1		1	
	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0

※ 上表の上段は合計、下段の左記は引渡数量、右記は独自処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

算定方法は下記のとおりである。

直前年度の分別基準適合物収集実績×人口変動率

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
32,897人 (対前年度比) 98.17%	32,283人 (対前年度比) 98.13%	31,668人 (対前年度比) 98.09%	31,054人 (対前年度比) 98.06%	30,440人 (対前年度比) 98.02%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等の段階
金 属	スチール製容器	燃やせないごみ	市による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	段ボール			
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市 民間業者
	白色発泡スチロール製 白色トレイ	白色トレイ		
	その他プラスチック製 容器包装	その他 プラスチック		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現有施設（エコプラント魚沼）等で選別、圧縮・保管する。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	燃やせないごみ	袋	回転式パッカー車 箱型トラック	エコプラント 魚沼
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
段ボール	段ボール	紐で縛る	回転式パッカー車	市委託業者の ストックヤード
ペットボトル	ペットボトル	袋	回転式パッカー車	市委託業者の ストックヤード
その他のプラスチック 製容器包装	白色トレイ プラスチック製 容器包装			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進める。また、市民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制を整備するよう努める。
- ・ 市報、ホームページや出前講座などを活用し、ごみの3R運動や処理に関する情報を積極的に提供し、市民のごみの減量化やリサイクル意識の向上を図る。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価と計画の見直しを行うこととする。
- ・ 容器包装の分別収集・選別保管に係る費用を把握し、費用削減に努める。